

半田市保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、給食を実施している私立保育所等に対し、物価が高騰する状況において、給食の質及び量を維持し、保護者の経済的な負担増を抑制することを目的として、半田市保育所等給食費軽減対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「私立保育所等」とは、次に掲げるもので、市内に設置されているものをいう。

- （1）市以外の者が設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- （2）市以外の者が設置する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- （3）市以外の者が設置する児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所

（補助の対象）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」）は、私立保育所等を運営する事業者で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1）令和7年4月以降、当該私立保育所等を利用する児童に対して、給食を継続して実施していること。
- （2）令和7年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、給食費増加分について補助対象者が負担する額とする。（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、給食実施延べ児童数に1食40円を乗じて得た額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、半田市保育所等給食費軽減対策補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添付して、市長が定める期日までに申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、半田市保育所等給食費軽減対策補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請）

第8条 申請者は、申請内容を変更しようとする場合は、半田市保育所等給食費軽減対策補助金変更交付申請書（様式第3）に必要書類を添付して、市長が定める期日までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、半田市保育所等給食費軽減対策補助金変更交付決定通知書（様式第4）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた後、対象経費の支払完了分に係る補助金を請求することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金を請求するときは、半田市保育所等給食費軽減対策補助金請求書（様式第5）によらなければならない。

（検査等）

第10条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の用途について指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

（補助金の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助事業者が、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年10月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(補助金の額の特例)

2 令和5年4月1日から同年9月30日までの期間に交付する補助金の額に限り、第5条の規定の適用については、同条及び別表中「20円」とあるのは「60円」とする。

(補助金の額の特例)

3 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間に交付する補助金の額に限り、第5条の規定の適用については、同条及び別表中「20円」とあるのは「100円」とする。

(補助金の額の特例)

4 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間に交付する補助金の額に限り、第5条の規定の適用については、同条及び別表中「20円」とあるのは「110円」とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市保育所等給食費軽減対策補助金交付申請書

半田市保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額
金

円

2 添付書類

- （1）半田市保育所等給食費軽減対策補助金実施調書（別表）
- （2）その他市長が必要と認める書類

【申立事項】・下記のとおり相違ないことを確認の上、□の中に✓を入力してください。

・全ての項目に✓が入力されないと交付申請できません。

- ☐ 交付申請日時点において、半田市内に所在する私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所である。
- ☐ 令和7年4月以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施している。
- ☐ 令和7年度において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。
- ☐ この支援金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。
- ☐ 以上の要件及び申請書の内容に相違ない。

様式第2（第6条関係）

号
年 月 日

様

半田市長

印

半田市保育所等給食費軽減対策補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度半田市保育所等
給食費軽減対策補助金については、下記のとおり交付することに決定しました
ので通知します。

記

1 交付決定額
金

円

2 交付の条件

様式第3（第7条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市保育所等給食費軽減対策補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付申請した 年度半田市保育所等給食費
軽減対策補助金について、下記のとおり関係書類を添えて変更交付申請します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 当初交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引額 | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類（1）半田市保育所等給食費軽減対策補助金実施調書（別表）
（2）その他市長が必要と認める書類 | | |

【申立事項】・下記のとおり相違ないことを確認の上、□の中に✓を入力してください。

・全ての項目に✓が入力されないと交付申請できません。

- ☐ 交付申請日時点において、半田市内に所在する私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所である。
- ☐ 令和7年4月以降、施設を利用する児童に対して、給食を継続して実施している。
- ☐ 令和7年度において、物価高騰による給食費影響分について、事業者が負担している。
- ☐ この支援金の収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管する。
- ☐ 以上の要件及び申請書の内容に相違ない。

様式第4（第7条関係）

号
年 月 日

様

半田市長

印

半田市保育所等給食費軽減対策補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のありました 年度半田市
保育所等給食費軽減対策補助金については、下記のとおり交付することに決定
しましたので通知します。

記

1 変更交付決定額
金

円

2 交付の条件

様式第5（第8条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地
法人の名称
施設等名
代表者職氏名

半田市保育所等給食費軽減対策補助金請求書

年 月 日付けで交付決定がありました 年度半田市保育
所等給食費軽減対策補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協 店
預金の種類	普 通 ・ 当座
口座番号	
口座名義	

別表

半田市保育所等給食費軽減対策補助金実施調書

園名

区分	月	月	月	月	月	月	合計
給食実施 延児童数							0人
補助金の 交付単価	40円	40円	40円	40円	40円	40円	
補助金の 交付額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※給食実施延べ児童数の根拠資料を添付してください。